

暮らしを支える大切な財源

市では、市民生活に直接結びついた幅広い業務を行っています。この経費を賄う上で、税金は大切な財源です。税金に対する理解を深めてもらうため、市・県民税と森林環境税の仕組みについて紹介します。



課税の仕組み

令和6年度の市・県民税は、令和5年1～12月の所得を基に税額を計算して、令和6年1月1日現在の住所地で課税されます。

市・県民税は、一定の金額を負担する「均等割」と、所得に応じた負担する「所得割」から構成されます。

本市に住所のある人は均等割と所得割の合計額が、本市に住所はないが事業所や家屋敷などを持つ人は均等割の額が課税されます。

今年度から新たに森林の整備や保全などに充てられる森林環境税（国税）が創設され、均等割の額と併せて1,000円が徴収されます。なお、防災・減災事業の財源として、均等割の額に1,000円（市・県民税各500円）が加算されていましたが、令和5年度に終了したため、負担額に変更はありません。

○均等割：4,000円（市民税

3,000円＋県民税1,000円）

○所得割：10%（市民税6%＋県民税4%）

納付方法

普通徴収

自営業の人などは、納付書や口座振替で年4回に分けて納付します。

令和6年度の「市民税・県民税・森林環境税税額決定（納税）通知書」は、6月14日（金）に発送しました。

給与からの特別徴収

サラリーマンなどの給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて給与から差し引かれます。税額などは給与の支払者を通して通知します。

公的年金からの特別徴収

令和6年4月1日時点で65歳以上の、一定の条件を満たした年金所得者は、年金から差し引かれます。対象者には、税額決定（納税）

通知書で特別徴収額を通知します。年金の支給が停止された場合や、介護保険料が年金から特別徴収されなくなった場合には、市・県民税と森林環境税の特別徴収は中止となり、普通徴収になります。

ただし、税額が変更になったり、市外に転出したりした場合は、一定の要件で特別徴収が継続されます。

課税されない人

均等割も所得割も課税されない人

○生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

○未成年、または障害者控除・ひとり親控除・寡婦控除などを受けている人で、令和5年中の合計所得金額が135万円以下の人

○令和5年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人
 $(28\text{万円} \times (\text{扶養人数} + 1)) + 10\text{万円} + 16\text{万}8,000\text{円} *$

所得割が課税されない人

○令和5年中の総所得金額等が次の計算式で求めた金額以下の人
 $(35\text{万円} \times (\text{扶養人数} + 1)) + 10\text{万円} + 32\text{万円} *$

*計算式中の「16万8,000円」と「32万円」は扶養親族がいる場合に加算されます

＼ 皆さんからの質問にお答えします ＼

Q ①

市・県民税がかかる収入の基準を教えてください。

A ①

給与収入のみで扶養者がいない場合、1年間(前年の1～12月)の総収入が93万円を超えると課税されます(本市の場合。市区町村によって異なる)。

Q ②

令和6年3月20日にA市からB市に引っ越しました。令和6年度の市・県民税はどちらに納めるのですか。

A ②

令和6年1月1日時点の住所はA市であるため、令和6年度はA市に納めることになります。

Q ③

子どもがアルバイトを始めました。扶養控除の範囲内となる収入は130万円未満ですか。

A ③

130万円未満というのは、一般的に社会保険の扶養に入ることができる基準であるといわれています。給与収入のみの場合、市・県民税や所得税の扶養控除の範囲内となる収入は103万円以内です。

Q ④

学校を卒業し、令和6年4月から就職しました。市・県民税がかかっていないのはどうしてですか。

A ④

市・県民税は、前年の1～12月の所得を基に税額を計算します。そのため、前年の所得が非課税の範囲内である場合は、令和6年度の市・県民税はかかりません。

Q ⑤

令和6年3月に退職し、市・県民税を一括で納めましたが、令和6年度の税額決定(納税)通知書が届きました。支払う必要はありますか。

A ⑤

退職時に支払ったのは、毎月の給与から特別徴収されるはずだった令和5年度課税分の残額です。今回届いたのは、令和5年1～12月の給与所得に対する税額の通知なので、こちらも支払いが必要です。なお、令和6年1～3月の給与所得に対する市・県民税は、令和7年度分として課税されます。

Q ⑥

夫が令和6年1月2日に亡くなりましたが、令和6年度の税額決定(納税)通知書が届きました。支払う必要はありますか。

A ⑥

令和6年1月1日時点で存命でしたので、市・県民税が課税されます。この場合は相続人が納めることになります。



定額減税が実施されます

物価高騰の影響による負担軽減のため、令和6年度の市・県民税所得割額が減税されます。

対象＝令和6年1月1日時点で市に住民記録があり、令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下(給与収入のみの場合は給与収入2,000万円以下に相当)の人

減税額＝本人・控除対象配偶者・扶養親族1人につき1万円

減税額が市・県民税所得割額を上回る場合は

所得税における定額減税により減税しきれないと見込まれる額と合わせて、差額を支給します。

支給方法などの詳細は、決まり次第、市ホームページや広報なりたでお知らせします。

※くわしくは市民税課(☎20-1513)へ。